

事 務 連 絡
令和3年12月10日

各都道府県銃砲刀剣類登録事務担当課 御中

文化庁文化財第一課

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正について（周知）

平素より文化政策の推進にご尽力いただきありがとうございます。

本年6月16日に、クロスボウ（ボウガン）の所持等の規制を内容とする銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が公布され、令和4年3月15日から施行することとなりました。このことについて、別添1のとおり、警察庁から周知依頼がありましたので、お知らせします。

今般の改正により、クロスボウ（ボウガン）の所持が原則禁止となり、博物館等において展示物として公衆の観覧に供するためには、所持しようとするクロスボウ（ボウガン）ごとに、あらかじめ都道府県公安委員会からの許可を受けなければなりません。クロスボウ（ボウガン）を所持する博物館等が域内にございます場合は、各都道府県警察に相談するよう、よろしくお願い致します。

このことについては、別添2のとおり、警察庁から各都道府県警察にも周知されています。

本件につきまして、域内の市区町村や博物館等に対しても、必要に応じて周知いただきますよう、よろしくお願い致します。

【本件担当】

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

03-6734-3154（直通）

文化財第一課 調査係 土橋，佐藤

事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 2 日

文化庁文化財第一課長 殿

警察庁生活安全局保安課長

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の周知について（依頼）

平素より警察行政への御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年 6 月 16 日に、クロスボウ（ボウガン）の所持等の規制を内容とする銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 69 号。以下「改正法」という。）が公布され、令和 4 年 3 月 15 日から施行されることとなりました。

つきましては、関係自治体、関係団体等に対し、

○ 改正法の内容

○ 博物館等において、クロスボウに該当し得る弓（引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有するものに限る。）を所有している場合には、都道府県警察へ相談すること

についての周知に御協力いただきますようお願いいたします。

改正法の概要は以下のとおりです。

- ① クロスボウの所持が原則禁止となり、博物館等において展示物として公衆の観覧に供するためクロスボウを所持しようとする者（国又は地方公共団体の職員を除く。）は、所持しようとするクロスボウごとに、あらかじめ都道府県公安委員会から許可を受けなければならない。
- ② 法人が業務のため従業者等にクロスボウを所持させようとする場合には、法人が許可を受けるのではなく、現にクロスボウを所持しようとする法人の代表者又は従業者が許可を受けなければならない。
- ③ クロスボウを不法に所持した者は、罪に問われる（3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）。
- ④ 改正法の施行の際現にクロスボウを所持する者は、施行日から 6 か月間の経過期間（令和 4 年 9 月 14 日まで）に許可申請、適法に所持できる者への譲渡し又は廃棄をしなければならない。

【別添資料】

広報用ポスターの電子データ（改正法の周知に御活用ください。）

【関連資料掲載先 URL（警察庁 HP）】

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/crossbow/index.html>

クロスボウ

は
(通称：ボウガン)

所持禁止 になります!!

銃刀法が改正され、クロスボウの所持が原則禁止・許可制となります。

改正法の施行後、不法に所持した場合、罪に問われます！（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

※改正法は、令和4年3月15日に施行されます。



? 銃刀法の規制対象となるクロスボウとは、どのようなもの？

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものです。

? 自宅などにクロスボウを所持している場合は？

改正法の施行後6か月以内に許可申請をするか、警察に処分を依頼してください。（施行後6か月以内にこれらの措置を講ずれば、罪に問われません。）

? 具体的な処分方法は？

最寄りの警察署に直接持ち込んでいただければ、無償で処分します。（処分の依頼は施行前でも受け付けています。）

改正法や警察署への持込みに関する詳細は警察庁ホームページにて



<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/crossbow/index.html>

原議保存期間 1 年
(令和 5 年 3 月 31 日まで)

警視庁生活安全部生活環境課長
各道府県警察本部生活安全部長 殿
(参考送付)
各管区警察局広域調整部広域調整担当課長
警察大学校生活安全教養部長

事務連絡
令和 3 年 12 月 10 日
警察庁生活安全局保安課理事官

博物館等に対する銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の周知について銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 69 号）により所持等が規制されるクロスボウについて、博物館等で公衆の観覧に供するために所持されている場合があるところ、今般、警察庁から文化庁に対し、別添 1 のとおり、関係自治体、関係団体等を通じて博物館等に対し改正法の内容等について周知するよう依頼文を發出し、文化庁より別添 2 の事務連絡が發出されたところである。

各都道府県警察本部又は警察署において、博物館等からクロスボウの該当性に係る判断、所持許可申請の手續等について相談を受けた場合には、適切に対応されたい。

(別添資料は省略)